

教第83号議案

学級編制基準の変更について

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校の学級編制基準について、次のよう
に変更する。

令和3年3月24日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校及び
高等学校学級編制要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は，神戸市立幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校及び高等学校（以下「学校園」という。）の学級編制に関し，必要な事項を定めるものとする。

（学級編制の基準）

第2条 学校園の1学級の園児，児童又は生徒の数の基準は，別表に掲げる数とする。

（学級編制の実施）

第3条 学級編制は，学級編制基準日における当該学校園の園児，児童又は生徒で実施する。

（基準日）

第4条 学級編制基準日について，第1学年は入学式の日，第7学年は進級式の日とし，その他の学年は始業式の日とする。ただし，非常変災その他の急迫の事情等により，教育長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）幼稚園

3歳児	4歳児	5歳児
25人	35人	35人

（2）小学校，中学校，義務教育学校

項目	小学校 義務教育学校（前期課程）		中学校 義務教育学校（後期課程）
	（第1，2学年）	（第3～6学年）	
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人 （第1学年を含む場合は，8人）		—
特別支援学級	8人		

（3）特別支援学校

項目		幼稚部	小学部	中学部	高等部
単一障害学級		7人 （全ての幼児で編制）	6人	6人	8人
重複障害学級		—	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人
訪問 教育 学級	在宅	—	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人
	重度 心身 障害児 施設	—	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3人

(4) 高等学校

全日制課程	定時制課程
40人	40人

備考 ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第3学年から第4学年において、学校が35人学級編制の研究指定を希望し、市教育委員会が認めた場合
- 2 地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて、市教育委員会が特に必要があると認めた場合